

第6回食料・農業・農村政策審議会議事録

日時：平成15年12月9日（火）14：00～16：30

場所：虎ノ門パストラル新館5階ミモザ

八木会長　それでは、ただいまから第6回食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

なお、本日は、上原委員、江頭委員、大木委員、甲斐委員、古賀委員、森地委員、秋岡専門委員、安土専門委員、菱木専門委員、虫明専門委員及び横川専門委員が所用によりご欠席となっております。また、立花専門委員は、所用により遅れてのご出席予定でございます。

本審議会は公開されており、一般公募によって36名の傍聴者の方がお見えでございます。

なお、本日の会議でありますけれども、16時30分頃までを予定しております。円滑な議事の進行に努めてまいりますので、皆様よろしくお願いいたします。

本日は亀井農林水産大臣にご出席をいただいておりますので、まず初めに大臣にごあいさつをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

亀井大臣　第6回の食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、本日は、委員並びに専門委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところこうしてご参集をいただき、ご協力を賜りますことを厚くお礼申し上げます。

私は、本年4月に農林水産大臣を拝命いたしましてから今日まで、21世紀にふさわしいやる気と能力のある経営や地域の取り組みを後押しし、消費者、生活者の視点を重視した農林水産政策を目指して、スピード感をもって改革に取り組んできたところでございます。

平成12年3月に閣議決定をいたしました「食料・農業・農村基本計画」につきましても、基本法において、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しをすることとされており、去る8月29日に、私はこの見直しの作業の開始を省内に指示したところでございます。

その際、特に3つの点につきまして、私は申し上げました。

1つは、品目別の価格・経営安定政策から、諸外国の直接支払いも視野に入れた、地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行。

2番目として、望ましい農業構造・土地利用を実現するための担い手・農地制度の改革。

3番目として、環境保全を重視した施策の一層の推進と、食料安全保障や多面的機能の観点からの農地等の地域資源の保全のための政策の確立。

この3点について本格的な検討に取り組むよう指示をしたところでございます。

委員の皆様方におかれましては、この3点を初めとして、農政全般にわたる改革について、前例にとらわれず、次の世代に対してどのような姿の食料・農業・農村を残していくべきかという大きな視点に立って忌憚のないご意見を賜りますようお願いをする次第です。

私どもといたしましても、国民の代表といえる皆様のご意見を真摯に受けとめて、より一層スピード感をもって農政の改革に全力を尽くしていくことを申し上げます。あいさつとさせていただきます。

なお、この席で、私から第2次小泉内閣のスタートに当たりまして、私どもの副大臣、大臣政務官をご紹介します。

私の右手、会長の隣におります金田副大臣です。

金田副大臣 金田です。どうもお世話になります。

亀井大臣 その隣が木村大臣政務官です。

木村大臣政務官 よろしく申し上げます。

亀井大臣 私の左側、市川副大臣です。

市川副大臣 市川でございます。よろしく申し上げます。

亀井大臣 福本大臣政務官です。

福本大臣政務官 福本でございます。よろしく申し上げます。

亀井大臣 どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

八木会長 どうもありがとうございました。

せっかくですので、金田副大臣、市川副大臣、木村大臣政務官、福本大臣政務官からも一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

金田副大臣 食料・農業・農村政策審議会の皆様方におかれましては、本当に大変な作業でございますけれども、日本農業が生き残るために、今WTO問題もありますし、また経済の統合が世界中で進んでおりまして、地球的には184の2カ国間の自由貿易協定が結ばれているといった流れになっております。

この経済統合の流れの中で、メキシコとは暗礁に乗り上げていますが、韓国、ASEAN諸国等々とのFTAの締結も急がれるところでございます。

そういった中で日本の農業がどうやって各国の農業に互してしっかりと豊かな自然を守っていけるかということは、本当に大変な民族的な課題だろうと思っております。次第でございます。

どうか皆様方のご審議のよろしきを得まして、今日大臣から諮問されるであろう基本計画の見直し作業にしっかりと取り組んでいただきたい。我々農林水産省の中にあつて、皆様方の基本計画に対しての考え方をしっかりと受けとめて、しっかりと仕事をさせていただこうと思つている次第でございます。

本当に国民が注目する審議なのだろうと思つております。皆様方の本当にためになると申しますか、ああ、すばらしい議論を展開していただいているんだなと、農家の皆様、国民の消費者の皆様方も安心してこの審議会の議論を注目しているのだろうと思つたので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

市川副大臣 副大臣の市川一朗でございます。私も亀井大臣のもとで、ただいま亀井大臣、金田副大臣がお話しになりました方向で全力で闘つてまいりたいと思つています。特に私個人といたしましては、何といたしましても意欲ある担い手が活躍できる日本農業にしなければいけない。そして、農山漁村をもっともっと魅力あるものにしていく必要がある。そういう中で世界の極めて厳しい情勢変化にもしっかりと対応していきたい、そういう方向で頑張っていきたいという気持ちでございますので、どうぞ先生方のご指導、またご支援をよろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

木村大臣政務官 私の地元に戻りますと、農村地域に「農魂」という文字を刻んだ石碑などをよく目にいたします。政治・行政がその農魂ということを思い、農政の発展にも努力しなければならないと思つておりますが、委員の皆様はそれぞれ最も率

直でストレートな専門的な知識をおもちでありますので、何とぞ皆様方からの貴重なご意見で、そして大臣のおっしゃられました見直しをみんなで達成できればなと思っております。よろしくお願ひいたします。

福本大臣政務官 この9月に農林水産大臣政務官を拝命いたしました福本潤一でございます。9年前まで大学の農学部で助教授をやっておりました。その時期にさまざまな農業問題を扱ったのはむしろ農村振興のような分野でございました。本日は今後の我が国の農政を方向づける新しい基本計画を策定するための大変重要な審議だということで、私もぜひとも皆様方の貴重なご意見を聞かせていただひいて、今後の農政改革に頑張らせていただこうと思ひます。

食へることは生きることでござひまして、食料自給率も減り、さらに食料に安全保障をつけなければいけないような時代も来かねないということで、皆様方の貴重なご意見をよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

八木会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、本日の審議事項であります食料・農業・農村基本計画に関する諮問を亀井農林水産大臣からお願ひいたします。

亀井大臣 食料・農業・農村政策審議会会長 八木宏典殿

農林水産大臣 亀井善之

食料・農業・農村基本計画の変更について

標記について、食料・農業・農村基本法第15条第8項の規定により準用される同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(諮問授与)

八木会長 テレビカメラはここで退室をお願ひいたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思ひます。

ただいま亀井農林水産大臣から諮問いただきました食料・農業・農村基本計画の変更についてですが、まず基本計画の変更に係る今後の審議の進め方についてご相談したいと思ひます。

事務局の方で何かお考えがあればご提案をいただきたいと思ひます。企画評価課長。

皆川企画評価課長 企画評価課長の皆川でございます。

それでは、今後の審議の進め方につきまして、事務局としての考えをご説明させていただきます。資料の3という一枚紙が入っておりますので、それをごらんいただけますでしょうか。

「食料・農業・農村基本計画に関する審議の進め方(案)」となっております。先ほど亀井大臣から諮問いたしました食料・農業・農村基本計画の変更につきましては、食料施策、農業施策、農村施策のそれぞれにつきましてさまざまな角度からご議論いただきまして、論点整理を行った上でとりまとめることが必要であろうと考えられます。

こうした作業を非常に限られた日程の中でかなり濃密にこなす必要がございますことから、これを機動的に行いますために、食料・農業・農村基本計画を議論することとして本審議会のもとに設置されております企画部会において集中的にご審議いただき、課題や論点を整理した上で本審議会の場でご審議をいただくという方法をとってはと考えております。

なお、企画部会でございますけれども、そのスケジュールといたしましては、年明け以降、これもかなり濃密になるわけでございますが、月に1~2回のペースで

開催させていただきまして、現行基本計画の検証、さらには食料・農業・農村をめぐる課題についてご議論いただきまして、また今日大臣から特に8月29日の談話の中でもポイントとして示しておりました3点の農政改革の方向性等々につきまして集中的にご議論をいただきました上で、来年夏頃に中間論点の整理を行いたいと考えております。こういった中間でのとりまとめがありますと、それに基づきまして17年度の施策に反映をすることが可能になるわけでございます、この中間論点整理をぜひさせていただきたい。

その後、施策のあり方につきましてご議論をいただきまして、来年末には最終的な論点整理を行いたいと考えております。当然スピード感をもった改革ということでございますので、予算、制度、施策により早く反映させるという観点で、節目節目でこういった点で中間的なまとめ、さらには論点整理をしていただきたいということでございます。

なお、ちょうど現行基本計画の閣議決定が12年3月ということでございますので、5年ごとの見直しという、ちょうどのタイミングでございます17年3月の本審議会において基本計画変更についての答申を行っていただければどうかと考えているところでございます。

事務局としての希望でございますが、このような考え方でとり進めいただければと思っております。

八木会長 ありがとうございます。ただいまの説明のように、当審議会のもとに設置されています企画部会において効率的、濃密な審議を行いたいということでございます。また、あわせてどういうスケジュールで行うかということについてもご説明をいただきました。

まず、企画部会において審議を行うことにつきまして、これでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

八木会長 それでは、よろしいでしょうか。

また、具体的な審議スケジュールにつきましては、年明け以降に企画部会をまず1回開催いたしまして、その後につきましては、ただいまの事務局からの説明を踏まえつつ企画部会においてご決定いただき、ご議論いただくということによろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

八木会長 ありがとうございます。特にご異論がないようですので、そういうことにさせていただきたいと思っております。

続きまして、本日は基本計画の変更に関する審議を行う最初の審議会でもありますので、まずは事務局から資料を説明いただき、その後、皆様方にご自由にご議論をいただきたいと思っております。

では、事務局からお願いします。

皆川企画評価課長 それでは、お手元の資料の4番、5番、6番、これをもとにご説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料の4でございますけれども、先ほど大臣からもご紹介がございました8月29日の大臣の談話をつけてございます。この中で特に2ページ目でございますけれども、「この際、私としては」というところ以降に書かれてございますような3つの大きな課題、これは現行の基本計画の決定時からの課題でもあるわけですが、この3点につきましての具体化ということについて、これを中心に据えましてご指示をいただいたということで、現在省内でもこれについてのとりまとめ作業といい

ますが、腹案をどうやってつくるかということについて議論をとり進めているところでございます。

それについております横長のA3の「食料・農業・農村基本計画の策定に向けて」という紙をごらんいただきますと、食料・農業・農村基本法、平成11年7月に施行されておりますけれども、この法律に基づきまして、その具体的な計画ということで12年3月に閣議決定されております。

この中身といたしましては、そこに書いてございますような施策の方向性についての方針、さらには食料自給率の目標、その実現のための施策ということで、食料・農業・農村に関する施策が書かれているわけでございます。これまで3年と半年を経たわけでございますが、その間においてさまざまなこれに基づきます施策の展開を図ってきたということで、それが中段に書いてございます。

特に食料の分野、農業の分野、農村の分野ということで、例えば農業でありますと農地法の改正とか価格安定制度の見直しということで、品目別ではございますけれども、経営安定政策という方向に向けてかなりかじを切ってきた。さらには中山間の直接支払いということで、これもかなり長い議論を経てでございますけれども、平成12年から導入をされているというようなことがあったわけでございます。

その後、BSEの発生、さらには食の安全・安心に関するさまざまな問題が生じたということもございまして、それに対応するため平成14年に「食」と「農」の再生プランというものを outsourcing させていただいて、その中で食の安全・安心のための取り組みをかなり強化をしたわけでございますし、またその結果、この7月には消費・安全局の発足、さらには食品安全委員会の発足ということに結びついたわけでございます。

また、農業の構造改革の加速化という観点では、米政策の抜本的な改革、さらにはいわゆる特区制度によりますリース方式での株式会社の農業参入といったようなことが進められてきたわけでございます。

また、「都市と農山漁村の共生・対流」というようなことで、その推進、さらには「バイオマス・ニッポン」といったような施策がこれまでとられてきたわけでございます。

その後、今の状況ということで大きくくくって説明しますと、国際化の大きな進展の中で農業がどう生きていくかということについて、国民、さらには農業に関する方々の中では、いろいろな意味での不安感が非常に大きいのだらうと思っておりますし、また農業に対する期待と農業の現実ということに大きな乖離があるという状況ではないかと思っております。それを今回新たな基本計画の策定ということの中で、大きく農政改革を推進させていきたいというのが今回の大きなねらいであるわけでございます。

資料の5の方をめくっていただきます。「農政改革の推進について」という表題にしておりますけれども、まず1ページ目をお開きいただきますと、我が国自体が大きくいろいろな意味での変革の時期に来ているという中で、食料・農業・農村がどのように国民の期待にこたえていくべきかという観点でまとめた資料でございます。

まず食料という点でいいますと、「安心して暮らせる社会へ」というために、食料、特に安全・安心でおいしい食料を安定的に供給していくことによって初めて自給率の向上が可能になるのではないかということで、安全・安心をかなり重視した施策を今後とも展開していかなければいけない。

さらに、「創意工夫をもって挑戦できる社会へ」ということで、「農業」のどこ

ろを見ていただきますと、先ほどの大臣の言葉の中にもございましたが、意欲と能力のあるプロ農業経営の生産条件といえますか、競争条件をどうやって確保していくのかということに施策の重点を移していくべきではないか。

また、そのことによって国境措置に過度に依存しない。国際協調といったような中で、長期的に見ますと当然に国境措置自体が下がっていくこともある面で甘受しなければいかんということでございますけれども、これについて、その国境とリンクした形で農業生産が守られるということではなかなか長期的に安定した営農が展開できないということで、国境措置に過度に依存しないということを一つの大きな目標として据えております。

また、一面で、部門によっては輸出も視野にということで、最近、東南アジア諸国の高度経済成長に伴いまして、果樹やお米についても輸出が伸びてきているといったような実態がございます。そういったことも農業発展の1つの起爆剤にならないかというようなことで輸出も視野に入れていこうと。

また、農村という観点では「豊かな自然・文化・歴史にふれあう社会へ」ということで、健全で豊かな自然環境をどう維持していくのか、また農業のサイドからどのようにこれに貢献できるのかという側面、また国民各層にとってみますと、農村が国民の求める新しいライフスタイルにこたえ得るように変わっていく、そういった期待もあるわけでございます。

そういう大きな方向性を踏まえまして、今回、農政改革の具体的方向として、その右側に掲げてございますけれども、「食育」の推進。当然食の安全・安心を徹底をする、また「食育」ということで食に関して理解をいただくことによりまして食と農の距離を縮めていきたい。

さらには、先ほどの3本柱でございますが、プロ農業経営の維持・発展のための支援の集中化・重点化、また多様な担い手の参入促進など担い手・農地制度の再構築、環境や農地・水等の保全のための政策の確立といったようなことをこの大きな柱として展開をしていきたい。

また、それによって、下にございますけれども、我が国経済社会から要請されております消費者・生活者の視点を重視していくこと、さらには「官から民へ」「国から地方へ」という大きな流れ、さらにはWTO、FTAの推進、進展というグローバル化への対応といったことが可能になってくるのではないかとございまして。

次のページはちょっと飛ばさせていただきますして3ページでございます。「今後の改革のスケジュール」と書いておりますけれども、これまでもさまざまな改革をしてきたわけでございますし、現在も推進中ということでございます。大きく4つばかりそこに掲げてございますが、米政策自体は16年度からまさに予算も伴いまして本格的にスタートするということになってございます。これは18年度の検証を経まして、さらにもう一段のステップアップを考えていくということになっていくのだらうと思います。

2番目の特区でございますが、特区に関しましては後でも出てまいりますけれども、例えば株式会社も含めました新しい担い手の方々が、リース方式という形ではありますけれども、農業に参入をしてきております。これについては、来年中に全国展開に関して決定をするということになるわけでございます。

また、農業委員会などの普及事業、さらには農協の改革については、順次、来年度においてその改革法案を出していくという予定になっているということでございます。

今後の問題としては、さらなる施策の改革ということに関しましての議論をこの場でしていただきまして、それを17年3月の新基本計画策定という中に入れ込んでいきたい。また、その中間的なとりまとめを受けまして順次具体的施策の改革に着手していきたいということでございます。

4ページは米政策改革ということで、米政策改革の転換点について簡単に説明したものでございます。

5ページが特区でございます。これにつきましては、そこに例を入れておりますけれども、これだけではなくて、例えば居酒屋チェーンが有機野菜をリース方式で千葉県等で栽培するといったようなこととか食品加工メーカーがトマトの栽培をするといったようなさまざまなケースが出てきております。こういった形を通じて多様な農業が展開されている側面があるということをご紹介させていただいております。

6ページでございます。大臣から明示的にご指示いただいた第1点目でございますが、プロ農業経営への支援の集中ということについてそこに書いてございます。その上の方を見ていただきますと、やはり日本の農業は狭隘で山がちな国土で展開されているといったようなこと、さらには零細な家族経営が大部分であるといったことは、やはり新大陸国家の農業とは大きな違いがあるということでございます。そういう中では相当大きな生産性格差が現に存在しているということかと思えます。

そういった条件の不利の中でやる気と能力のある担い手が経営発展をできていく、その素地をどうやってつくっていくのかということが大事なわけでございますが、これまでのところでございますように、実は品目別政策ということになりますと、非常に零細な経営、大きな経営も一律に保護が及んでくるということで、護送船団的というような言い方をしておりますけれども、国境措置にかなり依存した形の農政展開ということだったわけでございます。これが長期にわたって同じような施策をとり続けることはなかなか難しい、国際規律の強化という論点が入ってきているわけでございます。

そういった後に、「メリハリの効いた政策」と書いてございますが、国境措置ということについては、多面的役割を維持するために必要な措置を確保していくのだということになっていかざるを得ないわけでございます。

また、個別品目の生産量をそれぞれに確保していくという戦略から、やはり競争力のあるプロ農業経営が相当なシェアを担っていく農業構造をつくっていくということにもう少し重点を移していくべきではないかと考えているわけでございます。

ただ、7ページにございますけれども、政策はそういったプロ農業支援への集中ということだけではなかなか完結しないわけでございます。「政策改革のパッケージ」ということでそこに書いておりますけれども、これまでのところを見ていただきますと、全生産者を対象とした支援、これはとりもおさず国境措置にかなり依存をしながら、その国境と連動した形での価格政策にかなり強く依存した政策類型ということだったと思えます。これを転換していかなければいけないということでございまして、そういう意味ではプロ農業経営の支援の集中を図っていくこと。

ただ、一方でプロ農業経営が生産の大宗を占める構造が直ちにできるというわけでもないわけでございます。これは後で出てまいりますけれども、それぞれの営農作目ごとにプロ農業経営が占める比率というのは相当差がございます。そういう意味で、特に一番遅れている水田農業ということを考えますと、直ちにプロ農業経営が生産の大宗を占めるということはなかなか難しいわけですし、また一方で、その

プロ農業経営のみによってこれまで支えられてきた農地、水等の保全が十全にできるかということになりますと、なかなか難しい点がございます。

そういった意味でプロ農業経営への施策の集中、この点では、特に談話の中にもございましたが、諸外国の直接支払いということも念頭に置いた施策ということになりますれば、一層にばらまきの施策ということではなかなか国民の理解が得られないわけがございます。そういった集中の点と、一方で地域全体で例えば農地、水等の保全施策をとっていき、この両面のパッケージがどうしても大事になってくるのではないかと考えているところでございます。こちら辺について、本審議会でもどういった施策があり得るか、またそのパッケージとしてどうあるべきかということについてのご議論をいただきたい。

また、その際、今の担い手・農地制度につきましても、農地の取り扱いということについて、農地の参入規制のあり方、農地や農業用水の維持管理のあり方、またゾーニングのあり方ということにつきましてもあわせて改革を図っていくことが必要であろうということで、そここのところに書かれているわけがございます。

8ページ以降は、施策の点では予算の内容そのものでございますのでちょっと飛ばさせていただきます、参考資料の1枚目をお開きをいただきたいと思えます。これから改革を図っていく、その中で一番大事なものは、やはり農業だけではなくて国民に食料が供給されていくという最後のところ、そういった意味では食品産業、食品流通関係を含めまして、その全体の合理化を図っていかなければいけないということでございます。

下にございますが、食料産業というくくり方をいたしますと、かなり大きな産業規模がございます。国内生産額の中でかなりのウエートを占めている。また、農業、漁業、さらにはその中身としてさまざまな主な産品についてどのくらいの大きさがあるのかということについて、わかりやすい資料として比較をさせていただいたものをそこに入れております。それぞれの段階ごとにどうやって効率化なり合理化を図っていくかということを考えていきたいということでございます。

2ページ目は、地域の産業においても食料産業がかなり重要な役割を果たしているということについて、これも例示として挙げさせていただいております。

それでは3枚目でございます。先ほど国境措置に依存しているということをお申し上げましたが、若干誤解のないように申し上げておきます。左にございますように、これはOECDの統計でございますけれども、諸外国と日本の農産物の平均関税率ということになりますと、同じ次元で比べますとEUが20%であるのに日本は12%ということで、かなり差がございます。総平均的に申しますと、日本はそう農産物関税の高い国ではないということでございます。また、その結果としてと申しますか、当然のあらわれということの一面でもあるわけでございますが、相当の食料輸入国、世界一の食料純輸入国でございます。その中で食料自給率が下がってきただけで、最近では40%ということで横ばいになっているという状況でございます。

ただ、その平均12%の中で、後で申しますような土地利用型の作目についてかなり高い関税の品目がまだ残っているというのが日本の特徴でございます。そこが今後の問題、今後どう施策を展開していくかということになるわけでございます。

4ページは「農業の有する多面的機能」ということでございます、農林漁業が有している多面的な機能につきまして、左にございますような概念の整理、さらには右側の評価額自体は学会議の研究報告に基づきまして三菱総合研究所の方ではじいたものでございます。

5ページでございますが、品目別に農業構造がかなり違うのだということを申しました。その中で特に主業、副業というような観点で切った場合にどういった状況になっているのか。これは濃い黄色の部分の主業農家の部分でございますので、そこを見ていただきますと、畜産、花卉、野菜等々の品目について主業比率がかなり高いわけでございますが、米につきましては主業比率が非常に低い状況というのが見てとれようかと思えます。

また、土地利用型農業全体平均をいたしますと、右側でございますように経営耕地の面積自体が北海道においてはかなり急速な規模の拡大があったわけでございますが、都府県の状況はまだまだその伸びが低いということでございます。

それ以外の部門別の状況を見ますと、畜産部門をそこに載せておりますが、かなり急速に構造改革が進んできたということが見てとれようかと思えます。

そこで6ページでございます。先ほど申しましたけれども、国境措置にリンクした国内での価格制度といえますか、それによってかなりの部分、土地利用型農業は今まで守られてきている側面がございます。

そこでございますように、水田作、畑作、酪農といったような土地利用型農業ですから、関税の水準自体が、日本の比較優位性がないといえますか、土地の狭隘性ということに着目した形で土地利用型農業の部分が高くなっているというようなことかと思えます。

一方で施設型農業といえますか、労働集約型の農業ということになりますと、関税水準もかなり低い水準で相当程度競争的に存在をしているというのが今の農業の実態、国境措置からみた実態でございます。

その中で今回の場合、品目ごとの状況に応じて構造改革の展開方向が違うわけでございます。その中で土地利用型農業ということに関して見ますと、水田作につきましては現状ではかなり遅れている構造の状況である。その中で、それをどう構造改革を推進していくかということで、米政策の改革ということに既に着手しております。これをいかにし遂げていくかということで、その上でさらにもう一段先の改革へステップアップしていくというようなことになっていくのではないかと思います。

また、特に農地制度の改革といったようなこともあわせて行いまして、これによって構造改革の加速推進をしていくということが非常に重要ではないかと考えているわけでございます。

一方で畑作農業、これは北海道等を中心に展開をされているわけでございますが、特に北海道の畑作農業を見ますと、規模自体はEU並みの規模になってございます。そういう中でこれをまず1つのターゲットにいたしまして、構造改革が相当程度進展しているという状況を踏まえまして、プロ農業経営を対象とした経営安定政策への移行をまずこの部分で実現をさせていくということが重要ではないかと考えてございます。

また、当然その上の水田の方ももう一段のステップアップの議論の中で、やはり水田農業においてもそういったプロ農業経営を対象にした施策への移行というものをあわせて議論をしていきたいということでございます。

一方でその下にございます施設型農業という部分につきましては高付加価値化、さらには安全・安心な食料の供給ということを徹底していく。また、当然にその差別化を図っていくというような中でその競争条件の確保を図っていききたいというようなことで、それぞれ分野ごとに施策の重点が違うのではないかと私どもとしては考えているところでございます。

7ページは、最終的に「国民が農業改革を実感できる」、これが国民本位であり消費者重視の農政の展開ということになるわけですが、農業分野もそういった形で構造改革をいたしますし、またその制度、施策のあり方も変えていくということで改革を図るわけですが、それだけではなかなか済まない問題が最終的な消費者の段階までの間にあるわけですが、ここについての物価構造の是正をあわせて働きかけていき、また農業内部でできることについては、それを積極的に推進していきたいということですが、

資料の6の方を若干ごらんいただきますと、これは今申し上げたようなことにつきまして少し資料的なものを入れたものでございまして、後でご質問等がありましたときに少しご紹介をさせていただきたいと思っております。これは後でお読みいただくということにさせていただきますが、その最後の方にWTOなりFTAのことが書かれておりますので、それを少しご紹介をさせていただきます。

最後から3枚おめくりいただきまして28ページでございます。我が国の農業改革と農業貿易交渉は、当然に表裏一体という形で展開をされてきているわけですが、当然前回の農業交渉、ウルグアイラウンドでございますが、その結果を受けまして日本の農業、農産物の関税化を図りましたし、国内の支持の削減といいますが、支持のやり方についても大きく見直しをしてきたところでございます。

その結果、例えばAMSという水準で比較した場合のいわゆる支持水準といいますが、これにつきましてはかなり急速なテンポでAMS自体の実績を下げた、他国に比しまして相当の努力を払ってきたという側面がございます。

次のページをごらんいただきまして、WTO交渉が今まさに展開をされているわけですが、その中でどういった点が今後農業施策に影響してくるかということでございますが、端的に申しますと、農業関係でいいますとマーケットアクセスという関税等の高さをどうマネージするかという部分につきまして大きな議論があるわけですが、

日本も漸進的削減を図っていくということにコミットしておりまして、そこがございますような日・EU提案等では平均36%、最低15%農産物関税を引き下げていくということについて表明をしているわけですが、現行の取り組みといたしましては、その大幅な一律的な削減を求める国とマイルドな削減を求める国の間で議論がまだまだ収れんをしていないという状況かと思っております。

ただ、その途中段階の文書でございます「カンクン閣僚会議文書3次案」という中を見ていただきますと、そこがございますようなそれぞれの類型ごとに関税の削減の幅を設定をしていくというようなアプローチが書かれておりまして、その中に「上限関税」というような書き方がされてございます。上限関税自体のパーセンテージはわかりませんが、その上限を課して、それまではとにかく下げていただこうというような発想になっている部分がございます。

これにつきましては、括弧書きで「非貿易的関心事項への配慮の視点から限定品目は例外扱い」というようなことが書かれておりまして、日本といたしましては、我が国にとって有利な点は確保しつつ、上限関税等の問題点をしかるべく是正するという主張をしてきているというところでございます。

また、いずれにしても今の大きな対立構造としては、相当急激な削減を求める国、さらには途上国の中では途上国がこのWTOの中でも相当大きなウエートを占めているわけですが、先進国の関税については大幅に削減をし、途上国には緩くといったようなことをかなり強く主張している向きもございまして、必ずしも楽観を許さない状況ということですが、

WTOでもう1つ重視しなければいかん点といたしまして、先進国の農業保護についてより厳しく律していこうということで、今まではAMSと言われる農業保護の指標というのは農業全体でとらえていいということであったわけですが、これについて品目別にその上限を設定していくという考え方も同時に入っております、これについても農業政策をどう展開していくかについて大きな支障といえますか、当然に制約要因になってくるという要素でもございます。これについても当然日本としては反対をしたりしておりますけれども、なかなか全体の中での大きな声ということにまではなっていないという状況かと思えます。

その次に、もう1つの国際的な観点といたしましてFTAがございまして、そこにもございますように、FTA自体は、我が国といたしましては昨年1月に署名をいたしましたシンガポールとのFTAが存在しているだけでございますけれども、今まさに交渉が展開されておりますメキシコ、それに加えてこういった国々と相前後して政府間交渉入りということになってくるのではないかと。

そういった中で、FTAに関しましても、当然に我が国自体といたしましてもWTOを補完するものとして推進をするという立場にありますので、これに対する農業上の対処ということも求められてくるということでございまして、こういった国際的な環境の中でまた農政改革を進めるというような時期に来ているということでもございます。

先ほどの資料の5の1枚目をもう一回おめくりいただきますと、そのようなさまざまな動きがある中で相当にスピード感をもって改革をいたしませんと大きな流れに乗っていけないという部分がございます。

そういう中で、来年1月からのご議論の中で幅広い観点からご意見をいただきまして、それを体しました形で中間論点の整理なり中間的な整理なり、また最終的な基本計画の改定につなげてまいりたいと考えているところでございます。

時間の都合で大変はしょりまして、全部の説明ができませんでしたが、またご質問等がありましたら補足的にご説明をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

八木会長 ありがとうございます。

本日は、大臣を始め農林水産省の幹部の方々が見えていらっしゃると思います。せっかくの機会でもありますので、委員の皆様と事務局との質疑ということだけでなく、今後の農政の基本的な政策について、活発で自由な意見交換をしていただければと思います。時間を多目にとっておりますので、積極的にご発言をいただきたいと思えます。

それでは、どなたからでも結構ですが、質問、ご意見等ございましたらご発言いただきたいと思えます。

なお、発言いただく場合、挙手をして私の方で指名させていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。 中村裕委員どうぞ。

中村(裕)委員 先ほどご説明いただきました「品目ごとの状況に応じた構造改革の展開」という資料がございます。大臣談話の第1番目とかかわる問題だろうと思えます。そこで質問ですが、「畑作」のところには「プロ農業経営を中心」ということと「品目横断的経営安定政策への移行を検討」と書かれておりますが、水田作ではこれはないということなのか。それと、一番下の野菜・果樹・畜産についても同様か。

八木会長 資料の場所をちょっとお示しく下さい。

中村(裕)委員 資料は「農政改革の推進について」の6ページ。

皆川企画評価課長 参考資料の6ページです。

中村(裕)委員 質問は、この3つに区分してありますが、大臣談話の1番目のプロ農家に対する品目横断的経営安定政策、これは水田作では当面はない、野菜・果樹・畜産でも当面はない。そのように理解をしてよろしいのでしょうか。

八木会長 事務局からお願いします。

皆川企画評価課長 まず1つ、その前にご説明したプロ農業経営支援への考え方ということで世界の地図と日本の地図が出ているものがございました。あの中でも出ておりますけれども、そういった土地利用型農業の部分についていいますと、どうしても超えられない生産条件の格差があるのだろうといったようなものについて、やはり相当程度安定した支援を打っていきませんとその競争条件が整わないというような意識がございまして、土地利用型農業にかなり重点を置いた今回の検討だと考えておるわけでございます。

ただ、経営安定のための措置ということだけでいいますと、これは各類型ごとに可能なわけでございまして、例えば果樹でも野菜でも価格を安定させる、経営を安定させるためのさまざまな手法というのはとられているわけでございますので、それはそれとしてまだ推進していかねばいかん部分もありますから、そういった意味での施策はありますが、当然生産性格差の非常に大きい部分に着目して、それをどう守っていくかという観点での施策としては、まずは土地利用型農業ということになっていこう。その中で畑作の方が導入の順番としては優先順位が高いのだろう。当然稲作の部分についても検討をし、どういった答えを出していくかということをご議論いただきたいということでございまして、ここがないということではない、当然あるのだろうと思っておりますが、ステップだとか順番を考えていかなければいけない部分が水田作の場合はあるのだろうという理解でございまして。

八木会長 よろしいですか。

中村(裕)委員 また後で提案させていただきます。

八木会長 森本委員どうぞ。

森本専門委員 大臣の方に2点ほどお伺いしたいところがございます。

1点につきましては、見直しということになりますと、食料自給率あたりの数値目標あたりの問題も当然出てくるかと思えます。そのときに、前のときもそうだったのですが、国民議論の中でこの数値の目標というのがなかなか出ない。45%という数字も出ました。あのときに50%という政党もございました。しかし、45%という設定の中でもなかなか自給率は上がらない中で、まだ下降ぎみの状況でいっております。

だから、この食料自給率のもつ意味を国民が理解しないことには、ただ単に数字を45にしようが50にしようが、極端に言えば100にしようが、私は意味がないものなのではないかなと思うのです。だから、その辺のところは国民的議論の中で、これは食料安全保障の世界なのだという形の中で食料自給率を位置づけて、その中で設定ということを考えて、ここの中だけの議論ではなくて、やはり国民を巻き込んだ中で食料自給率の議論を期待したいと思えます。

もう1点は、この絵の中にも多面的機能の中に棚田の保水とかいろいろ書いてあるのです。これは農林水産行政だけで賅える話なのだろうかと思っております。これは当然環境省とか国土交通省といったほかの役所も巻き込んだ中で日本の国土の保全ということを考えていかないと、ただ単に農水行政だけでやっていける話ではないのではないかと、近頃つくづくそのように思うのです。

中山間地直接支払いなんていうのが今ありますが、あれだけで中山間地が守れる

話ではないし、やはりそういったところの中でほかの部分ともリンクさせていきながら、多面的機能という部分の話、守っていくという話、そういった話にも突っ込んだ議論をしていかないと、これはこの審議会だけでできるような話ではないなと。ちょっと2点思いましたものですから、よろしく願いいたします。

八木会長 大臣に対して何かほかにもご質問ございますか。 立花委員どうぞ。

立花専門委員 ただいまご説明を伺っていますと、まさに政治も行政の方も、また農業者の方も、国内農業が21世紀に本当に生き延びられるかどうかをかけた最後の改革のチャンスであり、また農業者も世代交代等々を迎えているということもあると思うのです。私は農業の再生に関連して、これは産業界でも同じなのですが、選択と集中に向け私どもの意識をどうやって改革していくかということが、個々の農家あるいは集落等々、いろいろな組織についても共通していえるのだと思うのです。

私はこの「農政改革の推進について」という資料、課長のお話を伺いながら、名は体をあらわすといいでしょうか、農林水産省は一次生産者の名前を体した省であり、ところが農業に携わっている方々も本当は食料ということで安全の問題とか消費者とかいろいろ関係があるわけです。

願わくはもう少し足を広げて全体をカバーできるように、食料省とも言うべきものに、私ども、あるいは行政、農業者の方々も意識が改革できるように、まず名は体をあらわす、新しい役割を担っていくということで省の名前も変えるぐらいの意識で改革をやっていかないと、その改革の熱意、真意が外部にも伝わっていかないのではないかなという感じがいたしました。

2つ目は、コストダウンの話が出ていますが、実は私ども産業界でも国内のコスト高ということで製造業の海外展開が東アジア中心に加速しているわけです。他方で、国内のものづくりが空洞化しないよう、自らどうやってコストダウンするかということについて、私ども経団連では、年に何回かコストダウンのための現場の知恵を、こういう規制があるからなかなかコストダウンは進まないのだということで課題の発掘を行っております。

ちょっと一例をご紹介しますと、例えば企業が農業に参入する、リース方式を活用してというのがありますが、ある企業から私どもに寄せられた提案では、オランダのハウス栽培の温室が向こうだと建設費がヘクタール当たり1億円、日本だと3億円かかる。それはなぜかということなのです。

いろいろ私どもが事情を聞いてみましたら、農村の野っ原の中にある温室についても建築基準法が適用される。そうなりますと当然耐震や耐火構造等にしなければいかんというようなことで、野中の温室についてそういう規制が本当に必要なのかどうか。これに限らずコスト高になっている要因が恐らく農業の現場の随所にあるのだらうと思います。

餅は餅屋という例もあり、農業団体の方々、あるいは農業者の方々が現場からなぜコストが高いのか、その高い理由は一体何なのだろうかと、ぜひそういった問題意識をもって、多くの場合それは規制の面があるかもしれません。あるいは輸入がなかなかできにくい点もあるかもしれません。あるいは規格、基準の問題があるかもしれません。そういった問題は単に産業界だけでなく、私ども産業界でも共有しており、なぜ物流コストが高いのか、そういったことを一個一個つぶしていく作業も大事なわけで、コストダウンといった場合に、農業側が自ら現場で遭遇しているさまざまな問題を拾い上げて、それをみんなで共有しながらそれぞれの解決策をみ

つけていくという地道な作業も、これはこれで私は大事ではないかなという感じがいたします。

とりあえず2点だけを申し上げさせていただきます。

八木会長 よろしいでしょうか。

亀井大臣 全般的にはぜひこの場でいろいろご議論いただきたいこととございますけれども、先ほどの内閣全体という問題については、先般、3年ぶりに、総理を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を開催していただきました。本日課長から説明したような全体的なことを私から概略説明いたしました。先ほどの自給率の問題や多面的機能の問題は、我が省だけではなく、その他の省庁とも連携をとって内閣全体として農業政策を進めていくことが重要であり、そのような観点から、このような本部を3年ぶりに開催したわけです。この審議会でのご議論も踏まえまして、さらなる政策の推進を政府を挙げてやっていく努力をしまいたいと思っております。

また今、立花委員からもお話のありました意識の問題あるいはコストの問題等々につきましても、こういう場でご議論いただき、また私ども事務局も諸外国の例等も十分参考にして、適切な対応をしっかりとまいりたいと思っております。

八木会長 それではほかに。 日和佐委員どうぞ。

日和佐委員 参考資料の6ページを見ますと、改革の内容で稲作の部分が改革が遅れているという認識は私も同感であります。「プロ農業経営」という言葉がここだけではなくいろいろなところに頻繁に出てくるわけなのですが、プロ農業経営というものの概念といえますか、イメージはどのようなものをもって書かれているのかを伺いたいです。単純にみると兼業農家は撤退するべきだというように見えるわけなのですが、そのあたりご意見を伺いたいです。

八木会長 事務局お願いします。

皆川企画評価課長 いろいろと用語の使い方についてご質問かと思えます。プロ農業経営と申しますのは、置きかえていえば効率的で安定的な経営体ということになると思えます。そういう意味で、専兼別ということになるかどうかは別にいたしまして、プロ農業経営というのはいかなりの程度農業に打ち込んでやっていただいている主業農家でなければいかんし、またイメージとしては認定農家もかなり重なっている部分かと思えます。いずれにせよ、効率的で安定的な農業経営を持続的に営んでいただけるプロのといえますか、経営を想定しているということとございます。

ただ、先ほどの政策パッケージのところでご説明いたしましたように、農業というのは当然、特に水田農業の場合は、例えば農業用水の管理、農地の維持管理も含めてかなり地域的な取り組みがございますので、プロ農業経営に支援を集中するという考え方の一方で、地域におられて営農に取り組まれている方々が全部切り捨てられていいという意味ではなくて、それをどう支えていくかという施策もあわせて提示できないかと考えているところでございます。

八木会長 森本委員どうぞ。

森本専門委員 私は農業者としてちょっと違うイメージでプロ農業を位置づけていたのです。簡単に言って、プロ農業というのは人を当てにしないとか国を当てにしないと、極端に言えば税金を当てにしないと、自分の力量で自分でやれる、それで飯を食っていくというふうに僕は理解していたのですけれども、それではないわけですね。

皆川企画評価課長 当然自分の足で立って、極力支援に依存せずにやっていた

だくということが我々の望みであるわけです。ただ、先ほど来いいましたように、日本と世界の農業を大きく比較した場合に、本当に自分たちの足だけではなかなか克服できない部分の差もある程度意識した施策がなければいかんではないかという意味では、やはり政策は要るのだろう。ただ、意識の面でいいますと、自分での経営管理を最も効率よく展開できるだけの意識をもった方々であるということは必要だと思えます。

八木会長 よろしいですか。

今こういう質問が出ましたので、プロ農業経営という言葉自身も一般の方にわかりやすいかみ砕いた説明とかそういうものを、これからまたいろいろ議論していただくわけですので、ご配慮いただければと思います。 安高委員どうぞ。

安高委員 基本計画の策定の考え方についてお伺いしたいのですが、基本計画は基本理念にのっとって計画されるものであらうと思えます。そのようにこの基本法の中にも書いてありますけれども、基本理念が具体的に見えないと、基本計画を見直すといいながら、もしかしたら基本理念がいつもぐらついているのではないかという気持ちになるわけです。

基本理念とは、基本法の2条から5条の部分であらうと思っております。食料の安定供給、多面的機能、農業の持続的発展、農村振興、この4つが書いてあるわけですが、1つとっただけでも大変な問題であらうかと思えます。先ほど森本専門委員からも発言がありましたように、1つの多面的機能だけとったところで、農水省あるいはこの審議会だけで問題が片づくのかという問題があります。この4つの理念が相互に絡んで、理念をイメージしたときに非常に矛盾をはらんでいて、具体的なイメージがわいてこない。

今、理念と手段、目標、こういう計画を立てていくときに、理念という言葉面だけではなく、その理念がビジョンとして頭の中に描けるか。描ける形にして、現場でそれに携わる人が共通のビジョンとして描けないと力が発揮できないと思っております。その中で、この基本理念の中から、特に現場において具体的なビジョンが描けるのか、あそこに向かっていくというビジョンが描けるのかという疑問をもっております。

そういう意味で、この基本計画の策定に当たって、基本理念の解釈あるいは基本理念のより具体化、事によっては基本理念に触れるところまで必要になるのではないかと思うのですが、その点についてはこの策定の進め方に当たってどのようにお考えか伺いたいと思えます。

八木会長 お願いします。

皆川企画評価課長 資料6の16ページに現行基本法の全体体系といいますか、安高委員が今おっしゃった基本理念がどう関係しているのかということについて整理をさせていただいております。16ページのところに、旧農業基本法と食料・農業・農村基本法を比較いたしまして、そこにございます食料の安定供給の確保なり多面的機能の十分な発揮という観点、農業の持続的発展、農村の振興、先ほど2条から5条といいますか、中に云々ということの部分の整理したものが書かれておらうかと思えます。

そこで、今回の諮問の文面を見ていただいてもおわかりいただけますように、この食料・農業・農村基本法に基づいてのものでございますから、当面の議論としては当然にその基本理念というのは食料・農業・農村基本法の基本理念に基づいた施策について、その理念を具体化するための施策をどう講じていくかというものがまさに基本計画の中に具体化されるわけですので、その基本理念自体はこの食料・農

業・農村基本法の基本理念、これを置いた上での議論になるということかと思いません。

ただ、一面でそういったものの当否といえますか、そういった基本理念そのものの議論も審議会の中でのご議論としては展開をいただくということも当然あると思えますし、その上でまたご提言もいただくということはあるかと思えますが、当面の今の諮問ということになりますと、平たい言葉でいえば、この基本理念に基づく具体施策を今後どう展開していきますか、これについてご意見を伺いたいというようなことになっているのかと思えます。

八木会長 安高委員どうぞ。

安高委員 私が申し上げております基本理念は法律にありますから、今言葉面では変わらないと思えます。しかしながら、計画を立てていく上では、その理念をいかに共通のものとして具体的に頭の中に描けていけるか、1つの例を申し上げたいと思えます。

5条の農村振興がありますが、農村と言われたときに、私はちょっとイメージが浮かばなくなっております。日本の農業を支えている大部分を占めるところが農村の状態だろうか。山村はイメージできるのです。農業をなりわいとする村がどのくらいの割合あるだろうか。私はイメージがわきません。イメージがわからないまま言葉で追っていったら本当にそれが実行できるのか、そのことを私は申し上げたいと思えます。

以上です。

八木会長 平野委員どうぞ。

平野委員 今資料のご説明もいただき、拝見し、ここに人が生きることの基本のほとんどが盛り込まれているのではないかと思えました。簡潔にこれだけの分量にまとめられるまでには、大変な事務の方のご努力もあったかと思えます。

ライフラインという言葉聞いたときに、一般に私たちは電気、水道、ガス、医療、順番はともかく、その4つがぱぱっと頭に浮かぶのですが、やはり人間は食べて生きているわけですから、ライフラインと聞いたとき食料供給がぱっと頭に浮かぶくらいに重視されていくようなシステムができるといいのではないかなと思っております。その中で流通のシステムは今でもいろいろな方法があると思えますが、さらに多様なしっかりしたルートづくりが必要になってくるのではないのでしょうか。

そういった意味で、立花委員がおっしゃったような一次産業だけに目を向けたような形の取り組みではなく、もっと幅広く取り組んでいくに当たっての方法は何かということなのですが、先ほど大臣から関係省庁とも連携して取り組まれるというお話をお聞きし、大変期待するところでございます。

さて、一次産業だけに目を向けてはいけないということですが、しかしながら地元の農業にかかわっている人、またはその周囲の方々の代々そこで伝わってきている思いというのは大変熱いものがあります。私も各地でさまざまな農家の方々とお会いして、その方々と例えば用水路のそばを散歩してお話を聞いたこともありますし、また地元の語り部さんから地元のお話を伺ったこともありますが、地元への思いというのがものすごく強いのです。そして、昔はこうだった、そのよさをやはり将来にももっていきたいという気持ちがあります。その過去からの思いを無視して政策に取り組むことは心の無理が生じてくるのではないかという心配を感じたのです。

そこで、多面的機能の取り組みの中で、そこに住む人の心をどうとらえていく

か、それを現代に伝え、さらに未来に伝え、その中で新しい政策をつくっていくにはどうしたらいいかということをごひ皆さんで知恵を出し合って効果的な取り組みをしていただければと思っているところなのですが、いかがでしょうか。

八木会長 ありがとうございます。 新開委員どうぞ。

新開委員 私は現在、自分でも土を耕して農業をしております。今日は農林水産大臣とお会いできましたので、現場の声をぜひ伝えたいと思います。

今日は、目指すべき将来像の実現に向けてスピード感をもった改革ということで説明を受けまして、本当にこれが実現すれば、私はまだ日本の農業には未来があるかなととてもうれしくなりました。

といいますのが、自給率が低いということは誰も知っていることですが、なぜそれが低くなったのか、そして農業を目指す若者がなくて、現在はもう大半が女性と60代以上で担っています。そこまで追い詰められて、国はそれでも海外依存型に走るのかと思っておりました。残った女性で何とか自分たちで値段がつけられるように、そして自分たちで都会の人の心を耕せるようにと思いついたのがあの直売所なのです。

私なんかは30年前からそういう活動をしてまいりましたけれども、どんなに地元で農業をしながら訴えても、なかなか国には通じませんでした。でも、ここに来て何十年の行動が自然と根づいてきて、消費者もこれではいけないと女性たちがいろいろな集まりで口に出すようになりました。

そこにたまたまBSEの問題と無登録農薬が飛び込んできましたので、素地としては、女性たちがこのような日本の食ではいけないということを考え始めたときにちょうどそうなのでした。いかにもBSEが来たから食の安全・安心に関心をもったように男性社会では言われていますけれども、本当は子供を育てる母親として、女性たちがこのままではいけないということに気づいてきた社会になっていたのです。

幸いにして、頑張る担い手にここで支援があるようになりましたし、農業・農村にも関心を向けていただくようになりました。食料も、この食の安全・安心というのはすべて外国の輸入から始まったことで、純粋に頑張っている農家は何もうそもついていませんし、そういう不信感を出していませんでした。輸入の問題がきちんとしてさえいけばそういうことはなかったと思うのです。

だから、ぜひ大臣にお願いしたいのですけれども、日本の農業を本気で残すのか残さないのかをテレビで一度でいいから言っていただければ、若者が本当にやろうという気になるのです。フランスでもド・ゴール大統領が、日本より自給率が少なかったときに、「自給できない国は先進国とは言えない」と言ったのです。あれから今の輸出大国になったのです。これから本当に日本に農業を残さなかったら、自然環境はもちろんのこと子供の体までもが危なくなる。一言でいいから、国民を挙げて自給率を上げるというのをまず柱にして、それから食料・農業・農村を語っていただければ、まだ日本の農業も再生できるのではないかと思います。私はぜひそれを伝えたいと思って頑張って審議会に来ておりますので、どうぞ大臣のお口から、本当に「自給率を上げるのだ」、「日本に農業を残さないといけいないのだ」というお言葉が欲しいのです。よろしくお祈りします。

八木会長 宮田委員どうぞ。

宮田委員 先ほどの説明の中で今回のこの改革を非常にスピーディーにやらなければならないとおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりだと思っています。私は、今の農業の動きに政策が追いついていないということを日頃から

痛感をしておるわけであります。例えば農家所得の問題をいいまして、貿易問題、WTO、FTAの問題と絡みまして非常にスピードがついてきておりまして、しかも先ほども説明がありましたけれども、国境措置が果たして現状のままで維持できるかどうか、状況としては極めて厳しい面もあり、さらにまた価格政策で農家所得を維持することも極めて難しいことになる。そういった中でこの議論を非常にスピードをもってやっていった中での具体政策の樹立ということが強く求められるということは私も同感であります。

そこで、ここに出ましたのは、先ほど大臣から諮問がありました経営所得安定対策、さらにまた土地政策等々、これからの政策を集中化していくということでありまして、まさにそのとおりだと思います。

例えば、1つは今の問題に絡みまして経営所得安定対策でありますけれども、価格政策、国境措置、そういったものに対処するには作物横断的な経営所得安定対策の早期樹立ということとを並行していかないと大変なことになるわけでありまして、そういった意味で申し上げます。今、合理化、効率化が一番遅れております我が国の水田農業の一面を見まして、これを例に挙げるわけでありまして、先ほどから担い手に政策を集中するということであると。これは当然のことと、今までの政策は総花的でありましたから、改革も遅れ、そういった面の発展の主体性というのは漠然としておったわけでありまして、私は担い手に集中していく政策をしていくということは当然なことだと思っております。

そこで、現状の日本の水田農業を眺めてみますと、畑作、酪農と違って兼業といった面の問題が大きく出てくるわけでありまして、それを今後どうしていくかということが、これからの効率化、合理化では一番の問題になると私は思っております。

そこで、1つは経営所得安定対策のいろいろな政策、土地政策を担い手を中心として集中する、これは当然であります。しかしながら、意識の中で年をとったからもう水田農業はできないんじゃないか、だから地域の担い手にお任せをした中で土地の保全を図っていったらいいんじゃないか、そういった精神的な面だけではなかなか解決できない大きな面があるわけでありまして、範囲も広いわけですね。だから、私は、1つはそういった担い手に集中する今の政策、経営所得安定対策なり土地の集積をする政策が出てくると同時に、そういったものを提供する、あるいは担い手にお任せをする、そういった機運づくりの中で兼業農家の皆さんにどうそういった面の理解をしていただくかということとを分けて政策を示していくことがこれから大事だと思うのです。

先ほど森本さんもちょっといいましたけれども、これは所得政策とか農業一般の政策だけで同じことをしていたら何もなりませんから、地域の環境保全とか水管理といった面のフォローの中での理解をしていくとか、あわせてそっちの政策もきちっと示した中で整理をして理解をしていくということがこれから一番大事ではないかと私は思いますので、そういったことを一言だけ申し上げたいと思っております。

八木会長 豊田委員どうぞ。

豊田委員 一言私の考えを述べさせていただきたいと思っております。ただいま新たな食料・農業・農村基本計画を策定するという時点に至っておりまして、大切なことはグローバルな視野から政策を再構築していくということが喫緊の課題ではないかと考えております。

11月に上梓いたしました『農業政策』の要約をまとめました『エコノミスト』

11月11日号の記事を最後の方に参考資料として持参しております。後ほどでもどうぞお目をお通しいただければと思います。

ここでねらっておりますことは、米国、EU、ケアンズ諸国、南米、アジアといった各地域における農業政策の国際比較を行い、グローバルな視点から日本農業再生の方向を探っていく必要があるのではないだろうか、日本を含む世界的な規模での食と農の当面する問題とその論点を整理することが、日本の食料・農業・農村政策を考える上で不可欠ではないかと考えてまとめた小文でございます。

現在、農政の大転換を前にしまして、外に対しては国際協調、内に対しては官から民という方向で、明治以来蓄積されてなお今日変わらない農政のパラダイムをどう転換させていくのかという、大問題に直面しております。

先ほど委員の方から農政の理念は何かということがご指摘にございましたが、私は、食料・農業・農村が、今日の社会へいかに貢献していくのか、が問われていると思います。

本年南アフリカで開かれました国際農業経済学会では、農業が社会へ貢献する新局面の模索を、「リシェイピング」と表現しました。世界の農業政策が、農業の社会貢献の新しい方向を模索している、という意味でございます。どのように農業が社会貢献をしていくのか、農業の今日社会の中での落ちつきのいいあり方をどうするかということは、世界共通のものになっている。私は、これを公共性の構築という観点から農業・農村の再建を図っていくという視点から、まとめました。

これは、食料・農業・農村基本法第1条の「国民生活の安定」、「国民経済の発展」という法の目的と一致してくると考えます。さらにその理念を敷衍していきますと、国際社会との協調というのは、「アジアとの共生」ということが不可欠でございますし、官から民ということになりますと、「市民社会の諸活力」をどう生かしていくか、が重要であります。

いろいろなご議論が出ておりますが、食料に対する安全・安心をどう確保するか、あるいは食料の自給率向上、若者の果物離れといった食生活の変貌、そういったさまざまな食料改革の取り組みがございます。これはいずれも政府の役割や市場の役割だけではなくて、市民社会の役割を生かしていくことが課題になります。

食の安全性を見ますと、トレーサビリティで産地までさかのぼることがございますが、国際的な議論の場では、産地遡及にとどまらず、いわゆるフードシステム、つまり農場から食卓までの食料の流れの全体、それぞれの担い手の事業者責務といいますが、倫理基準が問われている。トレーサビリティとリアビリティをどう組み合わせるかということが必要となります。

また、日本の食品産業は、ご承知のように海外投資によりまして食料・食材の拠点を海外に構築して、アジアへの指向を高めております。そういう観点からアジア諸国との共生なしに日本の食は成立しなくなっている。そういう観点から、食料消費大国としての21世紀における日本の役割として、アジア各国の持続可能で環境保全型の開発に、どう貢献していくかが問われております。

先ほど大臣から基本計画の見直しに当たり、非常に重要な3点のご指摘がございましたので、それに関連しまして一、二お話しさせていただきたいと思います。

1つは、品目別の価格・経営安定政策から、担い手への品目横断的な直接支払い政策への移行という課題です。この点からいいますと、ご承知のように米国は、02年農業法で価格変動対応型支払い制度を新設してきた。市場価格あるいは融資単価に直接固定支払い分を加えた水準が、目標価格を下回ったときには、その差額を価格変動対応的に補てんするという制度でございます。これは96年の農業法が廃止し

た不足払い制度の形を変えた復活でございます。先ほどご指摘もございましたが、作物によっては、こういう価格変動と無縁の直接支払いという手法だけでは政策的に限界がある、こういうことが、他国の取り組みからも考えられている点でございます。

また直接支払いに関しては、EUは、03年6月共通農業政策CAPのフィシュラー改革を行い、支持価格を引き下げて直接支払いに振り向ける、直接支払いも今後は段階的に排除していく、農村開発へ振り向けていく、東欧のEU加盟に伴って、サパード・プログラム等の農村開発に予算を振り向けていく。その場合、直接支払いに際して、環境保全や食品安全性などの法令遵守を非常に重要なものとして義務づけていく、という改革が行われております。ですから、そういう意味では、問題となっております直接支払い政策自体が地域資源の循環とか環境保全の政策手法と適切に組み合わされて初めて有効なものとなるのではないかと考えております。

もう一点は、今ご議論でいろいろ農業環境政策の問題が出ておりますが、地球温暖化対策の先進地域であります欧州では、イギリス、ドイツ、イタリアなど主要国で既に環境税を導入してきている状況がございます。

エネルギー集約性の高いオランダの温室園芸業などを昨年調査してまいりましたが、政府と環境自主協定を締結してバイオマスを活用し、グリーン電力等による環境保護に気を配っていく、そのかわりに環境税の減免を受けている、そうしますと石油エネルギーに課税した供給価格とバランスしまして、市場メカニズムのもとで新エネルギーの価格が有利化する、こういう経済政策を既に主要国でとり始めております。この辺は我が国固有の事情がございますのでなかなか同一には論じられないことではございますが、昨年の「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見ましても、新エネルギーの定着する経済的な条件を整備する課題、特に価格政策と申しますか、主産物と副産物・廃棄物との市場評価の問題といったことが喫緊の課題になっております。

最近、埼玉県小川町のバイオマスを活用した「ぶくぶくプラン」を調査してまいりましたが、そこでは消費者が生ごみを資源にかえ、クーポン券で野菜をゲットしようということで、小規模ですが熱意をもって地域通貨を生み出す形で地域内部の循環のメカニズムをつくり出している、そんな取り組みもございます。こういうバイオマスの定着の経済条件を国レベルでも地域レベルでも考えていく必要があるのではないかと。

まとめてみますと、21世紀の農業政策は、アジアなどの途上国の飢餓に苦しむ人々を視野に入れる必要があるのではないかと、食の多様性、独自性を維持しながらも、しなやかで開かれた社会性のある農業をいかに構築していくか、それが実は国際交渉の場で日本の主張が現実性あるものとして世界各国に受け入れられていく、グローバル化の中での農業政策のあり方ではないかと考えております。

以上、お手元の持参した資料についてご説明させていただき、一、二お話をさせていただきます。どうもありがとうございました。

八木会長 どうもありがとうございました。 長谷川委員どうぞ。

長谷川委員 私、資料を読ませていただきまして、とても反論する余地がなくでき上がってるなと思ってしまいますけれども、ただ、一消費者としてこの資料を見ましたら非常に乖離があるというか、しっくり来ないのです。

まず、私の地域で以前生協の活動をしていたことがあるのですけれども、お話をしますと「いいものはおいしいし安全だし、いいのよね。でも高いから嫌よ」と言われてしまうことが結構多かったのです。私たちはそのときに、何が大切で次世代

に向かって何を残したいのかというメッセージをどうやって伝えようかと考えてお話をしていくのですけれども、それは先ほどいろいろな委員の方からお話がありましたように、今農業政策として日本の農業の何が大事で何を守ろうとしているのかというメッセージがかなり必要だろうなと思います。

そのことが大事であると同時に、それをうまく伝える方法が非常に大事で、先ほど文言のお話が出ましたけれども、インタープリテーションといいますが、難しい言葉とか専門用語をやさしく消費者にわかりやすくする手法といいますが、そういったことの開発が必要であろうと。そのことは私も含めましてこの委員の方々にも求められているのかと思いますけれども、行政の方の情報のところでもかなりそのことが求められるだろうと思います。

もう1つは、国民のニーズがどこにあるのかというのが的確に把握されているのであろうか。私の周辺の仲間たちは食料とか農業に関心がありますので、書かれてあることを十分納得して、細部は別といたしまして、大枠そうだねと理解はできるのですけれども、先ほどいいましたように、地域に帰っていきますと、そうではないところで日々生活している人たちがたくさんいて、そのことをどうしていくのか、その国民のニーズはどこにあるのだろうかということ把握するのが本当にできているのだろうかといつも疑問に思っております。そのことを私も含めて課題としていただきたいと思います。

八木会長 森本委員どうぞ。

森本専門委員 武部元大臣が何年か前に「これからの農政は、農業者の方から消費者の方に軸足を向けた農政」という言葉を使っておられました。今度の基本法の見直しの中で、その言葉のもつ意味、そのようなものが関わってくる部分というのが明確にあるのでしょうか。武部さんがそう言ったということは現状として残っているわけですので、基本法の見直しの部分でそういった部分も若干出てくるのかなと。その辺のところ、今の亀井大臣が考えられる部分の話として後でちょっとお聞かせ願えればと思います。

八木会長 事務局どうぞ。

皆川企画評価課長 武部元大臣の発言云々ということではなくて、今の食料・農業・農村基本法の理念の中に、旧基本法とは違って食料ということを書いた食料・農業・農村基本法になったというところで、食料ということを書いたときには国民の消費、消費者の意向が当然に重視されなければいけないということが理念的には入っております。そういう意味では今の基本計画の中にも基本法の理念としては一応あるわけですが、特に「食」と「農」の再生プランといいますが、BSEを背景としてあの問題、食品の偽装表示、あのようなことで食の信頼が失われたということを今回の基本計画の中ではより重視して書かなければいかん。そういう意味で食の安全・安心の徹底をどう図っていくかという観点とか、食育とか表示の問題といったようなことについては、今までよりも相当重視して書いていかねばいかんのではないかなと中で今議論しているところでございます。

八木会長 亀井大臣におかれましては、臨時閣議出席のために15時45分にご退席となります。よろしくお願いたします。

ほかに何かございますでしょうか。 坂本委員どうぞ。

坂本専門委員 2点ご質問なり、またこれからの議論についての意見なのですが、1点は、今回この基本計画が見直しになるということで、大臣の方から先般3つのご提案があって、今ご説明を聞いて、私は個人的にはまことに方向を得たものだと思っております。これをどう具現化するかということなのですが、私

は、お役には立ちませんでしたが、基本法見直しのおかげから同席して意見を述べさせていただいた一人として、すべてをここからまた議論を始めますと、結果的に1年後に国民を説得できるような基本計画ができるかということについては不安を感じるわけでございます。今回の検討期間が1年でございますから。したがって、農水省の方から相当積極的な行政としての意見の提案を常に企画部会に出されて、それをもとに議論していくべきではないかというのが1点でございます。

もう一点は、私、法人協会の会長を卒業させていただきまして、現在、村に帰って担い手になろう、もう一度農業をやり直してみようということで、六十の手習いで現場に入ってみたときに、基本計画なり農業基本法というのが、村の足元では今ようやく意見が出始めたという状況なのです。そこで基本的な方向が変わりますと地域農業が混乱する恐れがあることを危惧しております。今回の見直しに反対しているわけではございません。見直しはしなければいけないのです。

私は何がしたいかということ、東京で政策を打っていきます。その政策ルートに問題があるのではないかとこのことを痛烈に感じているわけです。今までは国から都道府県、都道府県から市町村というふうに流れていきますが、地域社会にここでの議論が本当に正しく伝わっているのかなということを感じております。プロ農業者すらそれを理解していないと感じています。要するに政策普及、推進のあり方についてしっかり議論しないと、農業・農村の改革は進まないと思います。ここは非常に重要なポイントだなということを感じているということでございます。

以上でございます。

八木会長 中村裕委員どうぞ。

中村(裕)委員 先ほどの質問は、お答えでわかりました。そこで、これは検討をお願いしたいということでありまして。今我々も内部で検討しておりますけれども、いずれにしてもWTOの問題、FTAの問題が目前にあるわけでありまして、その中で今まできちっとやってきたプロ農家、自立をしている農家でもかなりの影響を受けるのではないかと思います。したがって、作物で分けていくのではなくて、水田農業や施設型農業の中にもプロ農家がありますから、経営を単位としてプロ農家に対して国が支援、施策を提供していく必要があるのではないかと思います。財政問題もあるかと思いますので、プロ農家も農業所得の一定割合を積み立てる積立方式がよいのではないかと思います。また保険方式もかつて俎上に上りましたけれども、自分たちも積み立てて経営単位の所得補償になる、そういうことを早急に議論をしていただきたい。

八木会長 大臣、一言お願いいたします。

○亀井大臣 先ほど、会長からご紹介いただきましたとおり、45分までということで、途中で退席をいたしますが、お許しいただきたいと思っております。

それぞれ皆様からご意見を賜りまして本当にありがとうございます。私も4月に農林水産大臣に就任をし、7月に組織改正をしましたが、その中で我が省の職員に「立派な政策をつくっても、それが国民の皆様を理解をしていただき、そしてそれが目に見えるものにならなければ何の政策にもならない」ということを私は強く申し上げたわけでありまして、今もご指摘をいただきましたが、それらのことに十分対応して努力をしてみたいと思っております。

それから、新開委員からご指摘をいただきました自給率の問題については、私も地方にまいりました際など、いろいろなところでお話し申し上げているわけですが、経済界の皆様方も、我が国の自給率が40%であるという事実を本当に理解されているのかどうか非常に疑問に思うところがあります。私がこの話をします

と、皆様、自給率について非常に関心をもって聞いて下さいます。国民の皆様方に、政策をできるだけわかりやすく説明するようにと省内にも言っておりますし、またご指摘のように私もいろいろなところでご説明申し上げて、国民の皆様方のご理解を得ていかなければならないのではなかろうかと思えます。

それから、この基本計画の見直しの問題、時間的に再来年の3月まで約1年ということでもありますし、また農業情勢がいろいろ変わって、グローバル化の問題等も含め、情勢の変化があり得るわけでもあります。また、それに我々も対応しなければならないわけでもあります。そういう意味から、スピード感をもって対応するように、事務方には8月29日に指示をしたわけでもあります。しかしその中で、拙速にならないようにということについても十分注意をしていかなければなりません。先ほどもお話しいただいたとおり、国民の理解、納得がなければこの計画を実現していくということはなかなか難しいところがあるわけでもあります。そういう面もこれから十分留意をしまいたいと思っております。

先ほど来、何人かの委員の皆様方からたいへん建設的ないろいろなお意見を賜りました。皆様方それぞれの意識をもって、また我が国の今の状況を踏まえて、たいへんすばらしいご意見をちょうだいしております。本日はまだ時間もありますので、さらにいろいろご意見を伺いまして、私ども、省を挙げて皆様方のお考えを踏まえてしっかり対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

八木会長　　どうもありがとうございました。

それでは、先ほどの中村裕委員の質問に対して事務局からお願いします。

皆川企画評価課長　　中村裕委員からのご意見、当然に経営支援のためのさまざまな方策について、これまでの検討の俎上にあったもの、さらにそれを実は今実験的な事業としていろいろとデータの収集等をやっており、保険的な設計でどうできるかというようなことも当然にやっておりますので、そういったものも含めて、そういったものの組み合わせでどのような施策があり得るかというようなことについて考え方を、坂本専門委員からもお話がありましたけれども、極力端的なプランの案としてご提示申し上げて、その中でご議論いただけるような形でやっていければと思っております。

八木会長　　ほかにございますでしょうか。

平野委員　　2回目になってしまって申しわけありません。どなたもいらっしゃらなかったようなので。

先ほど何人かの委員の方からご意見がありましたけれども、今例えばここで話し合いが行われていること、もちろん公開ということではいろいろな方に見ただけのチャンスはあるものの、今お帰りになられた大臣がおっしゃったように、実際に国民の皆さんにどこまでこの話し合い、具体的に進んでいっているその時々の内容が伝わっていくか、このことについてはとても大切だと思います。そして、それをどうやって国民に理解していただくかという中で、やはりわかりやすく伝えるということが柱になっていくかと思うのですけれども、そのあたりはもう既に何か取り組みの方針だとか方向性などが少しあるのででしょうか。ぜひわかりやすく伝えるシステムづくりをしていただければと思っております。

八木会長　　増田委員どうぞ。

増田委員　　平野さんの言われたご意見の続きみたいなことなのですが、農林水産行政の場合、情報がなかなか伝わっていかないというのが、私が以前から心配していることです。消費者に軸足を移した農林水産行政というのはBSE以来随分言

われているのですけれども、だんだんそれも火が静まってきてしまったみたいな気がしております。行政は一生懸命、生産者は危機感を抱いている一方で、一般的生活者、消費者は感心が薄いというのが今の状況ではないか。

私の周辺の人で自給率40%を知っているか。かなりの人でも知りませんでした。それが実態だと思います。そして、開かれた行政ということで意見交換会とかフォーラムを割合に頻繁に開催していらっしゃるということを聞いておまして、あるフォーラムに私は地方まで見学にお邪魔してみたのです。ウイークデーの昼間ということもありまして、お集まりになった方は消費者団体、消費者運動の意識の高い方、それも比較的高齢の女性と背広を着た関係の男の方々。取り残されているのは本当の一般的生活者と言われる消費者群だと思うのです。そこへどうやって伝えていくかというのは一番難しい課題だと思うのです。それに対して名案があるわけでもないのですけれども、食育ということを何とか浸透させていくのが今やるべきことだと思います。

文部科学省との連携を本当にうまくやっていらっしゃるころもあるようで、食糧事務所の役割が変わって、食育への取り組みを進めていらっしゃる伺っております。総合的学習の時間とうまく連携している地方の例も最近ちらほら聞いておりますが、1つキーポイントは小中学生への食育ということです。子供は親に伝える役目も担ってくれます。縦割り行政の中では難しいことだと思いますが、どうぞ副大臣とか政務官のレベルで文部科学行政の方との連携を推し進めるようなことをしていただいて、情報をどうやって生活者レベルに伝えていくかということを生懸命やっていただきたいと思っています。

八木会長 事務局。

皆川企画評価課長 平野委員からは特にいろいろな意味でコミュニケーションをいかにとるかということの重要性についてのご指摘だったと思うのですが、資料の中に1枚入れております。実はこれは1つの試みなわけでございますけれども、農林水産省のホームページの方に実はこういったサイトを開かせていただいて、「新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて」というのを立ち上げて、ここで不断にご意見を伺う。また、今日の模様も全部ここにさらしましてご意見も伺っていくということにさせていただきたいと思っております。

これは1つの例でございます。こういったことにとどまらずに、例えば各界各層との意見交換とか、また当然大臣、副大臣、政務官におかれての閣内でのいろいろな働きかけとか、あとは当然に私どももマスコミとの関係でより露出度を上げていくといいですか、そのような取り組みについても積極的にさせていただきたいなと。また、いろいろとアドバイスもいただきながら国民的な議論が盛り上がっていくようにしたいと思っております。

八木会長 安高委員どうぞ。

安高委員 今情報ということが出ましたので、私の情報に対する考え方をお伝えしておきたいと思うのです。

今、JAグループでは経済事業改革、物流改革というのを打ち出しておりますが、私はちょっと考えが違っておりまして、はっきり全農にも申し上げているのです。物流の時代は終わった。事業所統合、コストダウン、こういうのは当たり前なことだ。何も今さら言うことではない。物にいかにか情報を乗せていくか。情報が先だ。それに物がついていく。農家が何を求めているかという情報をまずキャッチしなければいけない。そして、肥料でも種でも何でも提供するときに、こうやったらもっと高く売れますよ、こうしたらこうなりますよと、物ではなくて情報をつけて

いかなければいけないと思っております。それが非常に遅れていると思っております。

ただ、私が情報と申し上げるときに、情報はただ流せばいいとは思っていません。先ほど日和佐委員がおっしゃったように、「プロ農家という言葉はどういう意味なんですか」、こういう疑問が抱かれるような情報の流し方でいいのか。用語一つとっても、私が最初に申し上げましたように、きちんとした理念に基づいて流さなければ、理念に基づかないで言葉が変わっていったら言葉から理念が見えない。そうすると末端は迷うばかり、信用しなくなる。そういう意味で坂本専門委員がおっしゃったように、伝わらないうちにどんどん変えていく。だから何を伝えようとしているかわからない。だから情報を流すときに理念が大事だと思っております。理念というのは、言葉を換えていえば大義名分だと思っております。農林水産大臣、今お帰りですが、人が変わっても大義名分は変わらないと思っております。そういう意味の大義名分、そこから発してくる言葉、その情報を流さなければ、ただ思いつきを流していいというものではないと思っております。

そういう意味で、私は農協改革を迫られています。農協改革を迫られて、本質は農協がその存在意義、存在価値をみずから問わなければならないと思っております。そういう意味で農水省も情報を発信するのであれば、農林水産省の存在価値、農業の存在価値、そこから見つめていった理念、そこから発する情報を流していくべきだと思っております。安易に情報を流すべきではない。基本的な考えを大切にしたい。

以上です。

八木会長 生源寺委員どうぞ。

生源寺委員 今の安高委員のご指摘と多少重なるところがあるのかなと思っておりますけれども、情報について少しやりとりがありました。それぞれ私も同意できるところが多いのですが、一面で情報がかなり氾濫していて、個々の一つ一つの情報が随分軽くなっているという面もありはしないかという気がいたします。

価値のない情報であれば無視するのが最善であって、これはしっかり受けとめなければならないというだけの価値がその情報の中にあるかどうかということが一番のポイントだろうと思っております。この議論がこれから国民の皆さん、農業の現場の皆さんにしっかり伝わっていく必要があるわけでありまして、それを発信する言葉ももちろん気をつけなければいけません、それに乗っかっている価値の問題だろうと思っております。その意味ではやはり思い切った改革を行うということ、これが変わるんだということがはっきりわかるようなメッセージをしっかり出していく必要があるように思います。

今日のやりとりの中にもございましたけれども、事務局にお願いしたいわけでございます。ここはそれぞれの分野で相当な詰めを行っておられるとは思いますが、その上でかなり思い切った提案を出していただきたいと思っております。委員の皆様からも多分いろいろな意見が出て、そこで場合によっては代替案、こういったやり方もあるし、こういったやり方もある、それぞれ利害得失があるというような形でご提示いただくというようなこともあるいはあっていいのかなと思っております。

大臣、冒頭のごあいさつの中で、次の世代に引き継ぐ制度、政策をつくっていくんだということをおっしゃいました。賛成でございます。現在の制度の中には、前の世代、あるいは前の前の世代につくられたものもあるわけでございます。当時は立派なものであったとしても、今では時代にそぐわないものが随分あるかと思いま

す。その意味でも思い切った提案をたたき台として出していただければありがたいと思っております。

抽象的に思い切った、思い切ったといっていて、次回からの議論の中で具体的な話になるかと思いますが、そういうたたき台の提案であるためには1つお願いをしておきたいことがあるわけがございます。最初に森本委員が展開された議論の中にも含まれているのですけれども、制度、政策にはそれを支える組織なり機関なり、大変いろいろな形で存在しているわけがございます。それぞれに現行の施策のもとでそれなりの役割を担っているわけがございますけれども、まずはこの組織、これは省庁間の関係もございまして、市町村のレベルでのいろいろな組織なり機関の問題もございまして、これは横に置いておいて、新しい施策の体系なりをその上で議論し、得られた結論に合うような、あるいは求められている機能に合うような組織の再編もあえて必要とあれば行う、そういうスタンスで深い思い切ったたたき台を提案していただければありがたいと思っております。

八木会長 日和佐委員どうぞ。

日和佐委員 私はどうも現実的に物事を考えがちなのですが、今後理解を広めていくという意味合いでは、政策決定過程にどれだけたくさんの方たちが参加していただけるか、そういう場面をどれだけたくさんつくるかということだと思います。したがって、中間論点の整理ができたときに、可能な限り各地域、生産者や消費者、それぞれ各地域で中間論点の整理についてコミュニケーションする、それを精力的にやっていただきたい。そのことが参加感を生んで、政策ができたときに普及について力強いエネルギーになるのではないかと考えております。生源寺先生のおっしゃったように、インパクトのある幾つかのキーワードが欲しいなという感じがしております。

八木会長 畑中委員どうぞ。

畑中専門委員 今情報のお話が出ましたので、私はいつもここで申し上げているのですけれども、農林水産省も随分おやりになっていると思うのです。報道官をつくられたり、あるいはこのように公開にするとか、今お話しのようにホームページに新しくいろいろなものを出していくとか、今月号の『AFF』では吉本興業の方とリスクコミュニケーションについて対談をしておられますね。そういうものをどうやって知らせていこうかという意欲はかなりあると思うのです。ただ、お役人がやる仕事としてはそれはなかなか難しい問題があって、限界があると思うのです。ですから、消費者に軸足を置き、消費者の意見を吸い上げていくということは、消費者側からもどういう体制をとってどういうことをすればいいのかというご提案があっていくのがいいのではないかと。増田委員もおっしゃっていましたが、マスコミの方もおられるわけなので、どういう方法でやるべきだというのは民間側がお得意な分野だと思うのです。役人はそれはなかなか無理だろう、ここまでやるのが限界ではないかという感じがするのです。よくやっておられるなと私は思います。いつもそういうことを申し上げているのですけれども。

例えば関税率の水準がEUより低いなんていうのは国民の人はみんな知らないですよ。日本の農業というのはみんな水準が高い高いと思っています。そのように頭の中に入ってしまったことを、どうやって農水省の努力なり農業者の努力をわかっていただくかということが大変大事だと思います。

もう1つ、海外との関係なのですけれども、昔はアメリカとの二国間交渉みたいなものがそれぞれいろいろなラウンドの間にもあって、私どもの時代には、オレンジとか牛肉が日米間の経済問題でどのに刺さった小骨である、あれが抜ければうま

くいくんだみたいな話で財界との間でいつももめていたわけでございます。これからF T Aみたいになってくると、途上国との間はどんなことをしても農産物が絡むのです。最近では農水省の中で、個々の国別ではなくて全体としてどうしていいかということを検討されるようなチームができていますけれども、ぜひ経済界の方々と対話を十分にやっていただきたいなと。

経済界の方も、立花さんがおられるのですけれども、昔は生産性の向上をやれということを一点張りでおっしゃっていたわけですが、ここのメモにもありますけれども、広大な農地をもっているアメリカでさえ、あれだけの経営規模をもっている農業にもすごくお金をつぎ込んでいるわけです。そういうもので日本の農業を一体どうするんだというのを財界も考えていかないと、F T Aなんていうのはまとまるわけがないというような感じがするのです。ですから、ある意味では農業関係の方のお考えといえますか、農業関係と経済界とが一緒に考えていかないとあの問題は片づいていかないのではないか。

そういう意味で、最近私はよく知りませんが、経団連の中に前はかなり農業を考えるセクションがあったと思うのです。最近はどうなっているかわかりませんが、そういうものをまた再興していただく。形はあるのですけれども、どれだけ活発に動いておられるかというのがよくわからないものですから、大変失礼なのですが、ぜひ農水省なり農業団体との間でパイプを密にしてやっていただきたいなと思います。

もう一つ、品目横断的というのは大変結構な話だと思います。例えば北海道の十勝の農業なんかはまさに品目横断的に経営的に考えて決めていくということで、昔イギリスがそういう政策をとっていたと思います。大変結構なことなのですが、いつも問題になるのは、「農政改革の推進について」という資料の7ページにありますように、「プロ農業経営」と「地域全体で支える」というところの問題です。これは水田農業特有の問題だと思うのですが、ここのところをどのようにこなしていくかということが一番難しい点であり、新しい稲作のあり方を今やっておられる中でも最も利害が対立し、難しい点だろうと思います。こういうのはこの審議会そのもので議論をされるということも大事だと思うのですが、農業団体なり、これはやや政治の世界も入ってくるわけですが、そういうところと農水省の間で十分具体的な詰めをぜひやっていただきたいなと。ここがあいまいになると全体としてなかなかうまく動いていかないのではないかというような感じがいたします。

以上でございます。

八木会長 立花委員どうぞ。

立花専門委員 産業界と農業界の対応については、今日は農業界の大立者である宮田会長がおられますので、場合によっては宮田会長からまたご紹介があるかもしれませんが、今の畑中さんの問題提起に関連して、率直なところを申し上げさせていただきますが、国民誰一人として健全な農業の存在を否定するわけではなくて、問題はそのためコストを誰がどういう形で負担していったらいいのだろうかということと、その保護のやり方が、この資料5にありましたとおり、国境措置に過度に依存して、ある面では城の城壁を高く高く高くしていったけれども、だんだん崩されてきた、どうしようということだと私は思うのです。

その場合に、アメリカの農業保護のやり方、ヨーロッパの農業保護のやり方、日本の農業保護のやり方ということで、自然・土地条件、あるいは歴史的な流れもあってそれぞれ独自性があるわけです。農業保護のやり方も、ある意味でいえば国際

的なスタンダードといいたいでしょうか、そういう相場にどう合わせていくかということも考えていかないと、日本だけひとり孤立した戦いを強いられるのではないかと。フレンズと一緒にやっていたけれども、結果的に後ろをみたら誰もいなかったということになりかねない。

このペーパーにもありますとおり、とにかく国内農業保護のやり方が主として関税一点張りになっています。そうなるとそのツケは誰に行くかといえば、大部分が消費者、食品工業ということで、国内で農業生産者と消費者、食品工業が対立する図式になっているわけです。そういう図式は基本的に望ましくないということで、これは政治の大決断を要する問題だと思いますが、今の農林水産全体予算の中をどのように組み替えて保護のやり方を国際的に通用するものにしていくのか。まさにそれがなされていないからこそ、自給率が40%にもかかわらず、日本は何でこんなに保護してるんだということで責められるきっかけになるわけで、保護のやり方を政策のスタンダードに合わせていくというような発想がぜひ必要なのだろうという感じがいたします。

八木会長 長谷川委員どうぞ。

長谷川委員 情報のお話が出ましたので、ちょっと追加で意見を言わせていただきます。

私だけの課題かもしれないのですが、私には農業あるいは農水省の情報が入ってこないのです。先生方はいろいろな分野でご活躍なのでお入りになるのかもわからないのですが、私が今この会議に臨むに当たって情報を得ていますのは、多くは新聞と個人的に申し込んでおります農水省のメルマガです。そういったところで、ああ、こういうことをやってるのかと思っているのです。実は委員の方に会議当日たくさんの資料をいただきますけれども、今リアルタイムで何をやっているのか、どう進捗しているのかというのが私にはちっとも見えないというのがありまして、もし見える方法があるのでしたら教えていただきたいということ。

それから、私たちはNPOをやっております、こういう委員会を何かつくりますと、委員同士でメーリングリストをつくって意見交換をしたり、あるいは事務局が情報を流してくれたり、そういうことをやりながら次の会議までお互いに情報を共有するというようなことをやるのです。ここでは難しいかと思いますが、1つの新しい形の政策のつくり方という意味では考えてみてもいいのではないかと思います。

もう一点、畑中委員から消費者サイドからも提案があってもいいのではないかとのお話がありましたが、先ほど増田委員がおっしゃいましたように、食育が非常に大事で、特に学校給食というテーマであればかなり若いお母様方が関心をもつ可能性が高いので、そういうところに核をつくっていくということが大事だと思います。

それから、農水省でも食品ウォッチャーでしたか、いろいろ委嘱なさっているようですけれども、諮問するだけではなくて地域で活動できるようなバックアップをしてあげることが大事ではないかと思っています。

私も以前国政モニターをやったことがあるのですが、課題を投げられてアンケートを返せというようなことだけで、年に1回ぐらいの会議がありましてもほとんど聞きおくという感じだったのです。それよりも多少なりともバックアップをいただいて、今農水省が行っていることをこんなことをやってるよと身近なところで話をできる機会を設けるとか、地域に新しいプロモーターをつくっていくということが必要なのではないかと思っています。

八木会長 宮田委員どうぞ。

宮田委員 先ほど立花委員から経済界との懇談、そういったもので私の方からお話があるのではないかとおっしゃったので、ちょっと触れてみたいと思います。

経済界のみならず、私ども農業団体として、また農業者として今取り組んでいること、WTOの問題なり、食の安全・安心の問題でも、情報を発信した中で消費者の皆さんなり市民の皆さんに理解をしていただくという取り組みをずっと進めているわけでありまして。それでも、先ほどの自給率の問題やら関税の問題等々の実務と同じように、一般の人がなかなか理解が深くないのは一方通行の面もあることも理由かもしれません。努めているのですけれども、まだまだ情報の伝達としては足りないと思っております。一応主体的な取り組みとしてやっております。

私どももWTOの問題とかFTAの問題、あるいはまた日本全体の経済の中で農業を担当する者としては、他産業の方々と仲よくお互いの理解を深めていかなければならないということですのでずっと取り組んできております。特に立花委員さんには大変お世話をいただきまして、今日は経団連の奥田会長さん方を始め、農業関係の担当の経団連の委員の方々と農業団体の全国連、農業会議の会議所も一緒でしたけれども、そういうことで懇談をいたしております。また、その前も奥田課長さんを加えた財界の方々のメンバー10人ぐらいと定期的に行っております。

また、日商の会頭、副会頭さんともいろいろまたそういった面でのお話をして、積極的に経済界の皆さんに対して農業の理解を深めていただく、また我々も財界の実態を理解する、お互いがそういった連携の中で進めていくということで積極的な取り組みをいたしております。先ほど質問がありましたけれども、そういったことでお答えをいたしておきます。これからはずっとそういうことは積極的に、消費者、市民団体も含めてやっていきたいと思っております。

八木会長 予定の時間まであと20分程度となっております。まだご発言されていない方もご発言いただきたいと思っております。 まず坂本委員どうぞ。

坂本専門委員 これはだめ押ししていただきたくて発言をわざわざ求めたのですが、情報の問題で先ほど政策ルートという言葉を使いましたよね。これは何を言っているかということです。時間は余りとりませんが、具体的に話します。

今、政策が決まります。それはまず都道府県に流れます。都道府県から市町村に情報が流れます。こういう制度とこういう予算がつきますよ、どのように金が動くよ、右のものを今度は左にしますよということをここで議論し、政府が決定されて流れていくわけです。

ところが、今までは農協が各旧村にあって、総会をやりまして全員が集まってワイワイワイワイ組合長選りから政策までやったのですが、今は郡を越えたような合併をして、総代が出ているのです。いいですか、ここが問題。総代でいきますから、総代は各地区に帰ってどう組合員に伝えるかというシステムが切れているのです。いいですか。政策のルートが切れてるよというのは、国民に情報を伝えることはもとより、農業者が農業の政策を十分熟知していないところに今大きな課題がありますよというのが私のさっきの意見なのです。

もちろん国民に伝えるということも重要ですが、そこで農業に取り組む農業者への伝達のシステムが非常に遅くなっている。総代の人が村に帰って、わしの地区の総代員だから組合員を集めて報告するということはまず聞いたこともないのです。昔はプロ農業者ぐらいは普及員が普及していたのです。ところが、地方公共団体の財政負担ということから合理化されまして、行政改革して普及員は農協を指導しなさい、こういう大きな流れになっているのです。したがって、普及員にもよります

けれども、個々のプロ農家へは伝わっていない。今、プロ農業者は多分商社から技術情報や政策情報を手に入れていると思います。

これは一部の例だ、坂本が話してるのは特別だと思われるかもしれませんが、そこだけはこれからの議論の基本にしないと、伝わっていませんよと申し上げたいのです。昔のように小さい農協なら、ワイワイワイけんかをやったので伝わったのです。

だから、国から直に事業主体に流れてもいいし、国から市町村に流れてもいいし、今までのように国から都道府県、町、事業主体へというふうに流れてもいいし、いろいろな多様化した政策ルートをこれからつくらないと、現場にきちっと皆さんの思いが伝わらないと思います。これは私の特殊な見解かもしれませんが、議論をしてほしいという意味です。

以上、長くなってすみません。

八木会長　　これまで発言のない委員の方、何かございませんか。本日は最初の議論ですから、どんな内容でも結構でございます。　　田嶋委員どうぞ。

田嶋委員　　田嶋と申します。今回初めてこの審議会の委員にさせていただきました。農政改革につきましてどのようなことが今まで審議され、そして何が問題であるかということ、委員の先生方のディスカッションの中から少しずつ理解できました。といいますのも、あらかじめいただいた資料を一生懸命読んでも、問題の本質がどこにあるかということ、私が専門ではないこともありまして、よく理解できなかったのです。

しかし、これから大切なことは、私と同じように専門ではない方たちである一般の国民を味方につけてこの政策の改革を進めていくということだろうと思います。そのためには今ある問題点をもう少し明確に抽出していただいて、どういう考え方、どういう理念のもとに改革を進めていくのか、それをわかりやすく示していただくことが必要なのではないかと思います。

以上でございます。

八木会長　　大変貴重な意見をありがとうございました。

ほかにございませんか。　　山本委員どうぞ。

山本委員　　国民への情報提供という観点で一言感想を申し述べたいと思います。

言葉の概念の定義をわかりやすく言い換えるということも大事ですが、この計画の中に矛盾するといいますか、相克する要素というのがあるわけですね。自由貿易を推進して、それが国民の利益に結びつくという面がある。しかし恐らく抽象的に考えればそれと矛盾すると思われる自給率の維持という要請があり、それも究極的には国民の利益の問題になる。その中で極めて難しい連立方程式を解くような形でこれから企画部会において審議を進めていかれるわけですが、それが個々の国民の生活にとって具体的にどういう影響が及ぶのかというところが恐らくまだクリアではない。それをクリアに示すことは難しいと思いますけれども、その情報を提供していかなければなかなか一般の人たちの関心に結びつかないという部分があるのではないかと思います。ですから、ホームページなどでそういうことを具体的な形でかみ砕いて情報を提供していったら、そして国民の支持、理解を得ていくという取り組みが重要ではないかと思われま。

それから、これは質問でございますが、企画部会などでの審議の中身などは国民にとってどういうことがされているかということがわかるような形になるのかどうか、あるいは我々この審議会の委員、とりあえず方向性はこういう形で進めていた

だきたいということになるのだと思われませんが、我々は逐次の審議の流れのようなものを知り得る形になるのかどうか、そのあたりちょっと教えていただければと思いました。

皆川企画評価課長　これは審議会でございますので、公表の仕方も当然審議会の中でお諮りをいただきながらということではあるわけですが、基本的には透明性がなければいかんということで、通常のやり方といたしますと、審議の状況は議事録にいたしまして、それをホームページ上に必ず載せるという形でございます。また、スペースの関係がありますけれども、傍聴等も基本的にはこういう形で公開の場で行っていくということです。数日の遅れはあるかもしれませんが、こういった議論だったかということは、当然にご出席の委員以外の方々が知り得るという形で進めるということでございます。いずれにせよ透明性のある議論、公開の場でやる、さらにはそういったことを通じて納得を得ていかなければいかんという形で進めていきたいと思っております。

八木会長　新開委員どうぞ。

新開委員　すみません。農業の現場からぜひもう1つお願いしたいのです。あいさつの中で、金田副大臣は「民族的な課題」だとおっしゃってくださり、また福本大臣政務官は「食べることは生きること」とおっしゃったですね。お二人ともとても重要なことだと考えていただいています。このような改革が目指すものとして大きなキャッチフレーズを、たとえば「食べることは生きること」というようなことを国民的運動に掲げてほしいというのが農家側の気持ちなのです。

農業を大事にしないといけないといっても、なかなか国民に理解してもらえない。だから、一生懸命消費者との交流とかいろいろなことをしています。国のトップからもう1つ、これだけ農業は大事なんだというようなキャッチフレーズを掲げていただいたらとてもありがたいと思います。

といいますのは、この11月号をすぐ読ませていただいたのですがけれども、先ほどおっしゃってありましたように岡島敦子さんが対談なさっています。やはりキャッチフレーズということをおっしゃっていますし、それからわかりやすい言葉で。いつもこの審議会にリスクコミュニケーションとかトレーサビリティとか出てくるけれども、本当に消費者はそれをわかっていないのです。「リスクコミュニケーションとは何ね、トレーサビリティとは何ね」という感じで、なかなかわからないことを国民、農家、消費者も守らないといけないことになっていきますので、ここをしっかりしていただきたい。

それから、食の安全が急にクローズアップされて急に食品表示が難しくなり、農家側にはとても大変なトレーサビリティと食品表示という仕事があります。つい先だって農産物直売店に農林事務所からチェックが入りました。直売店は、毎日、朝とれたものをその日にもってきて、売れなかったらもって帰るような新鮮なものしか置いてないのに、「ピーマン」の表示が「野菜」となっていました。「これはピーマンとしてください」と言われたから、「ピーマンは誰でもわかるじゃないか」と私が怒ったのです。本当の消費者が表示してもらいたいことというのはそういうことではないのです。

消費者が望んでいることと国が食品安全を考えていることとはかなり違うのです。60%も輸入しながら、その奥で加工されたものにはそういう調査が行われてないにもかかわらず、私たちのように毎日とれたものを並べる店にそういうことをすること自体が仕事としてはもったいない。本当にそのときに腹が立ってしまったのです。「ピーマン」を「野菜」としてどうしていけないのか。もう1つ、「ハウレ

ンソウ」が「野菜」とされていた。60、70、80代のおばあちゃんたちが、この冷たいときに朝洗ってもってきて、どこよりも安全で新鮮なのを並べる店に、そういう表示の指導がありますけれども、私はどこか食の安全・安心の勘違いがあるのではないかと思います。そこら辺ももしっかりもっと末端にまで指導していただきたいと思います。とてもじゃないほど農家に今強いられています。

例えばもう1つ、牛の耳標ですけれども、両耳に耳標をしないといけないですね。出荷します。そして牛は暴れます。片方落ちたら、両方ついてないからといって出荷した牛を持ち帰るのです。片方ついていればいいじゃないか。牛は暴れる。片方落ちることもある。それでも今は絶対受け付けられない。だからすべてに要求が多過ぎて、これでは後継者は育たないのではないかとということを心配しているのです。そこら辺をもっとスリム、スリムにしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

八木会長 福本大臣政務官をお願いします。

福本大臣政務官 今話を聞いて触発されましたので、政務官になってまだ3カ月で、むしろ余り責任のない、気楽な学者的な立場でお話しさせていただきます。

先ほど「生産者と消費者の関係、武部元大臣はそう言ってたけど、どうするか」というようなお話までありました。生産者と消費者という立場に来ると、農業を産業とみた農水省の立場は、生産者をきちっと保護育成して、増産に、また産業として安定させていく。昔、農商務省というのがありましたけれども、経済界も農業界も産業という位置づけというのは永遠に消えないと思います。

ただ、消費者ということ、また食料ということを通して初めて都市住民、また農業とまるっきり縁のない方々がかろうじて接触ができるというぐらい住民と農業がまるっきり離れてきているというのがはっきりいって現実でございまして、第一次産業の中で生活している方々と離れている。例えば特に3大都市圏で生まれ育った今20歳ぐらいまでの子供達、国民の多くが農と離れてきているという中で、食料という立場だけでもなかなか計画等々も理解されにくい現実が生まれている。

ですから、先ほどのただ単に生産者を若干薄めたような食料環境省という名前にはなかなかしにくいところが現実であって、産業として国民から離れていった農業をいかに今後も多くの国民に理解してもらえよう状況にもっていくかという課題が根底の部分にあります。また私も愛媛県在住で農業県でございますけれども、ほとんどの人が農業県と思わないような状況まで生まれている。この課題を乗り越えるために、生産者と消費者との立場を両方農を通して再生させていくというような課題が大きな根底にあるのではなからうかということです。先ほどの産直の話についても具体的に愛媛県内子町の「からり」という産直の現場と同感するような形で聞かせていただきました。国民全体としては本当に農業と生産のみならず多くの部分で離れていっている。これをいろいろな方々のご理解を賜りながら、この基本計画をつくるときに考察していただければと思っております。

以上です。

八木会長 そろそろ予定の時間が来ているのですが、役所の方から何か全体としてコメントございますか。 中川局長どうぞ。

中川消費・安全局長 新開委員から表示の関係でご指摘がございましたので、表示の方の担当をいたしておりますので簡単にご説明申し上げます。

まず、表示につきましては、関係の方の理解をいただきながらきちっとやっていくということが一番大事でございます。その点で直接私どもの各県の農政事務所の

職員が現場を回る際にも、いきなりここがどうこうということよりは、まず消費者・事業者も含めてこの制度の仕組みをよく理解いただいた上で、それからルールを守っていただくというふうに常々言うておりますが、個々の事例について必ずしも十分でなかった点があるとすれば、それは組織として徹底をさせていただきたいと思えます。

ただ、表示というのは、個々の消費者に直接販売をされる場合は、直売所であってもどこであっても、それはルールとして守っていただくようにご協力もお願いしたいと思えます。

八木会長 事務次官お願いします。

渡辺事務次官 いろいろお聞かせいただきましてありがとうございました。中でも大変印象深く、これから気をつけなければいけないなと思えたのは、できるだけやさしくわかりやすく単純化して物事を考えていこうということでございます。役所の言葉でいいますと、ここにもありますように地域資源だとか土地、水、環境保全政策なんていってもなかなかわからないので、例えば信州の春ですと、雪解けの後には水路にいっぱい枯れ木があって、それを毎日毎日片づけなければいけない、こういう仕事は人がいなくなって一体誰がやるんだろうとか、先週の土日に越後へ行ってきましたけれども、ちょうど冬の始まりで、みんな集落総出で雪を融かすパイプの点検をしていました。そういうのも人がいないとできないのです。ですから、土地や水を守るといのは非常に抽象的なことではなくて、そういう活動一つ一つと結びついているというふうなことを頭に浮かべながら議論ができるようにしたいと思っています。

それから、当然農業で生きていこうということになれば人並みの所得も労働時間もこなさなければいけないわけですから、そのようなことができるような体制にもっていく。ここではプロ経営者と言っていますけれども、つくったとしても、恐らく日本の農産物の6～7割ぐらいまではカバーできますが、あとの残りは兼業農家や年をとられた方たち、あるいはホビー農業をやっている方たちに頼らざるを得ないわけですから、そういうものとの組み合わせで地域が成り立っているわけです。そうでないと自給率も向上しませんので、そういう一つ一つイメージがわくような形で議論を進める、こちらの方もそういう資料の出し方をしたいと思っております。

宮田委員から資料5の参考資料の7ページのところ、それぞれいろいろな政策がというご指摘があったのですが、私どもとして一番大事なものは、そういうプロ経営を支えるということと自給率を上げるといことと地域資源が守られるということ、その3つがあくまでもパッケージで出ていかないと、農業者にも農村地域にも国民にもわからないと思っております。そういうことに気をつけながら、これから企画部会での資料づくりなり問題提起をしたいと思っております。

今日は本当にありがとうございました。

八木会長 活発なご議論ありがとうございました。

最後に次回の会議のスケジュールでございますが、事務局から説明がございましたとおり、企画部会の開催を年明け早々に予定しております。具体的な日程につきましては、企画部会に所属される皆様方のご都合を伺った上で、後日文書にてご案内を申し上げますことといたしますので、よろしくお願いたします。

企画部会に所属いただく委員等の指名につきましては、本年2月10日に開催されました第4回本審議会において私にご一任いただいたところでありますが、既にご内諾をいただいている方々に加えまして、今回地域の実情を踏まえた審議を行うと

いう観点から、地方自治体関係者に臨時委員として加わっていただくなどの調整を行っているところでございます。

本審議会につきましては、企画部会における議論を踏まえまして、夏頃に改めてご案内申し上げますことになるかと思っております。

なお、食料・農業・農村白書の関係ですが、施策部会の開催を3月15日に、本審議会の開催を4月8日に予定しております。これにつきましても、後日改めてご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

了